

2011年5月25日制定

2011年6月6日改訂

選手に関する規程(2011-2012シーズン)

第1条 【趣旨】

本規程は、「bjリーグ規約」に基づき、選手の契約に関するルールを定めるものである。
選手管理委員会の審議および代表者会議の協議を経て、リーグ会社により改変する。
本規程は別途定める場合を除き、外国籍選手にも適用される。

第2条 【選手契約】

1. bjリーグの公式戦に出場できるのは、bjリーグの統一契約書に従い、チーム会社とプロ選手契約(A契約、B契約)を締結した選手に限られる。
 - (1)A契約とは、契約期限が当該シーズン終了時点までで、かつ、最後の契約の基本報酬が、
契約開始日がレギュラーシーズン前の場合:3百万円以上
契約開始日がレギュラーシーズン中の場合:3百万円×80%×残り試合割合以上
※残り試合割合＝シーズン全試合数に対して残り試合数の割合
 - (2)B契約とはA契約以外の契約をいう(報酬の最低保証はない。)
2. 各チーム会社が選手契約を同時に締結できる人数は15名以内とする。
3. チーム会社は選手契約を締結した場合、直ちに、統一契約書の写しと第3条に定める書類をリーグ会社宛て提出しなければならない。

第3条 【届出】

1. チーム会社は統一契約書を提出する際、次の各号の書類を添付しなければならない。
 - (1)健康診断書の写し
 - (2)統一契約書以外で選手と締結した契約書がある場合、その契約書一式の写し
 - (3)必要に応じて査証、または、在留資格証明の申請書の写し
 - (4)移籍(トレード)の場合、チーム会社間の契約書(あるいは覚書)の写し
 - (5)JBA提出書類で、上記を除くもの
 - (6)その他リーグ会社が別途指定する書類
2. 前各号が揃った後、リーグ会社は選手届出を受理し、選手名簿を作成し公表する。
3. 選手名簿に記載するため、別途リーグ会社で定める情報や選手写真も、チーム会社は速やかにリーグ会社に提出する。

第4条 【サラリーキャップ】

各チーム会社においては、契約選手のシーズン通算のサラリー合計(以下、「チームサラリー」という。)がリーグ会社で決定する金額(以下、「サラリーキャップ」という。)を超えてはならない。

第5条 【チームサラリーの定義】

チームサラリーとは、選手、選手の親族(*1)または選手の関係者(*2)（以下、「選手等」という。）が、チーム会社またはチーム会社の役職員、株主その他これらに準じる人物・組織(*3)（以下、「チーム会社等」という。）から受け取る金銭・サービス・商品の価値の合計額をいう。

但し、選手統一契約書に基づく義務以外の労働の対価(*4)として適正な水準の金銭・サービス・商品及び選手個人のスポンサーからのスポンサー収入については、チームサラリーの計算から除外する。

*1: 選手の配偶者と 1 親等まで。*2: 選手の個人資産管理会社など最終的に選手が便益を享受することとなる、人物・組織を指す。

*3: チーム会社のスポンサー、後援会等を含む。

*4: 例) 選手がチケットを販売した際のチケット販売手数料、選手がチーム会社にスポンサーを紹介した際のスポンサー仲介手数料、報酬が発生するイベント等の出演料で適正な水準のものなど。

第6条 【チームサラリーの計算方法】

チームサラリーは、対象期間(7月1日～6月30日)に、選手等が、チーム会社等から受け取る以下の金銭、サービス・商品の価値の合計額とする。

- (1) 統一選手契約書に記載の基本報酬。
- (2) 選手に支払われる予定のインセンティブ報酬(発生する可能性のある金額は全て計上する)。
- (3) チーム会社が選手に代わって納める源泉徴収税(統一選手契約書に記載の基本報酬の 10%とみなす。)及び社会保険料。
- (4) 選手が生活するために、チーム会社等が代わって支払う家賃、光熱・通信費。
- (5) チーム会社等が所有する住居、自動車等を無償で貸与する場合は、その地域の一般的な賃料水準(別途リーグ会社で定める標準家賃)に選手等が利用した期間を乗じた額。
- (6) 居住地が日本国外の選手等のために、チーム会社等が代わって支払う渡航費。
- (7) チーム会社等が、選手に代わって支払う代理人手数料。
- (8) チーム会社等が主催するイベント等で、適正な水準を超えて選手等に支払われる出演料。
- (9) その他上記以外で、選手の統一契約書に基づく義務以外の労働の対価として適正な水準を超えて、チーム会社等が選手等に支払う金銭・サービス・商品。

また、選手の医・治療費(社会保険での3割負担分/保険外/チームトレーナーに対して追加的に発生する費用/テーピング、サポーター類等)、別途リーグ会社で定められる現物支給されるチケット等は算入しない。

尚、上記で疑義があるものについては、リーグ会社で決定するところによる。

第7条 【サラリーキャップへの加算・減算】

1. 以下の各金額相当額をサラリーキャップに加算することができる。
 - (1) 居住地が日本国外の選手の場合は、住居費として別途リーグ会社で定める額。
 - (2) トレードの対価としてトレード先のチーム会社から受領した金額。なお、その場合、当該トレード対象選手の実稼働シーズンにおけるサラリーキャップに加算する。
 - (3) 選手が負傷し、当該シーズンでの復帰が見込めないとドクターが判断(診断書を要する)したとき、そ

の時点から契約期限までの未払い報酬額。

2. 以下の金額相当額をサラリーキャップから減算しなければならない。

(1)トレードの対価としてトレード先のチーム会社に支払った金額。なお、その場合、当該トレード対象選手の実稼働シーズンにおけるサラリーキャップについて減算する。

第8条 【サラリーキャップ遵守の調査】

1. リーグ会社は、必要に応じて、チーム会社のサラリーキャップの運用状況を調査する。

2. チーム会社は、リーグ会社が必要と認める資料の提出(チーム会社が選手の副業を許諾した場合の選手個人が受け取る収入に関する資料及び選手とマネジメント会社間の契約書を含むがこれらに限られない。)その他リーグ会社による前項の調査に協力しなければならない。

3. チーム会社は、リーグ会社が求める場合には、選手をして、選手等の納税申告書、金銭・サービス・商品の授受に付随する契約書、領収書等を提出させなければならない。

第9条 【チームサラリーがサラリーキャップを超過した場合】

チームサラリーがサラリーキャップを超過した場合、リーグ会社は報告書をコミッショナーに提出し、コミッショナーが超過したチーム会社に別途リーグ会社で定める基準に従いペナルティーを与える。

第10条 【個々の選手の基本報酬のアップ率】

基本報酬については前シーズン基本報酬の水準毎に別途リーグ会社で定めるアップ率(以下、「アップ率」という。)を上限とする。

尚、税金、家賃等をチーム会社等が負担している場合は、これを基本報酬に含めたものを計算の基礎とする。税金は基本報酬の10%とみなす。

【具体的事例は以下の通り】

前シーズンの契約が

(1)A契約(シーズン開幕前から)の場合:前シーズンの基本報酬とアップ率

(2)A契約(シーズン途中から)の場合:

基本報酬×52/契約期間内公式試合数×10/8 をベースにアップ率を適用

(3)B契約の場合:A契約最低保証である3,000千円のアップ率を適用

(4)B契約からB契約の場合:アップ率上限の対象外

ただし、インセンティブ報酬については、個々人の契約での制限はなく、チームサラリーの範囲内での支給となる。

第11条 【新人選手との契約】

1. 新人選手とは、これまでにbjリーグ所属チームとプロ選手契約を締結したことがない選手を指す。

2. 新人選手の契約に関して、各チームはbjリーグ合同トライアウトでの選考を通じて選手を評価し、ドラフト会議で指名選手を決定する。ただし、新人選手のうち外国籍選手(最終学歴が日本の学校の選手を除く)の契約に関して、各チーム会社は、合同トライアウト及びドラフト会議での指名を経なくてよい。

第12条 【新人ドラフト会議】

1. 合同トライアウトに参加した選手（過去にbjリーグ所属チーム会社とプロ選手契約を締結した選手（以下、「既存選手」という。）を除く）を対象に、全チームがストレートウェーバー制（全ての巡目において下位チームから指名する方式）で指名を行う（以下、「新人ドラフト会議」という。）。
全チームの指名が終了した時点で新人ドラフト会議は終了する。
なお、第 15 条に定めるアーリー・チャレンジ制度により契約した選手も新人ドラフト会議の対象となる。
チーム会社は、新人ドラフト会議で指名した選手とは A 契約を締結しなければならない。
2. 指名順位は新規参入チームがある場合は、新規チーム会社、既存チーム会社の順番で行い、それぞれのカテゴリー内での指名順位は以下の通りとなる。
 - (1) 新規チーム会社は第 25 条で定めるエクспанション・ドラフト（以下、「エクспанション・ドラフト」という。）での指名数の少ないチーム会社が上位指名することができ、同数の場合は抽選とする。
 - (2) 既存チーム会社は前シーズンの成績下位のチーム会社から順番に指名する。
順位の設定方法は、ファイナル 4 出場チームはそこで決定した順位とし、未出場チームはカンファレンスに関係なく①勝率、②得失点差の順序で順位を決定する。

第13条【優先交渉権】

1. 新人ドラフト会議においてチーム会社が選手を指名することにより、当該チーム会社（以下、「指名チーム会社」という。）は、当該選手（以下、「優先交渉権設定選手」という。）に関して、次項以下に定める権利（以下、「優先交渉権」という。）を取得する。
2. 指名チーム会社は、優先交渉権設定選手と独占的に交渉し、契約する権利を有し、他のチーム会社は当該選手と契約交渉を行うことはできない。
3. 優先交渉権の有効期間は、新人ドラフト会議終了時点から、3 シーズン終了後の新人ドラフト会議開始時点まで（以下、「優先交渉期間」）とし、優先交渉期間中に指名チーム会社と優先交渉権設定選手との間で選手契約が締結されない場合は、優先交渉権は失効する。
優先交渉権の失効した選手が優先交渉期間終了後に他のチーム会社と選手契約を締結するためには、bjリーグが定めるそのシーズンの選手採用手続に従わなければならない。
4. 指名チーム会社は優先交渉権設定選手に対する優先交渉権を放棄することはできない。但し、優先交渉権を他のチーム会社にトレードすることはできる。指名チーム会社が優先交渉権をトレードした場合、トレード当日にトレード先のチーム会社に優先交渉権は移行する。
優先交渉権のトレードに関して優先交渉権設定選手は異議を申し立てることはできない。

第14条【育成ドラフト】

1. 新人ドラフト会議の実施後、合同トライアウトに参加した選手を対象に育成ドラフト会議を行う。
2. 育成ドラフト会議の指名順位は、新規チーム会社は抽選により順位を決定し、既存チーム会社は新人ドラフト会議と同様の方法で順位を決定する。
3. 育成ドラフト会議で選手を指名したチーム会社は、当該選手に対して、当該年の 6 月 30 日までに、契約条件を書面により提示した場合には、同年 7 月 31 日まで優先交渉権を有するものとする。当該期限までに当該チーム会社と当該選手との間で選手契約が締結されない場合は、他チーム会社も当該選手と契約交渉を行うことができる。

第15条〔アーリー・チャレンジ制度〕

アーリー・チャレンジ制度とは、可能性のある選手により多くの活動の場を提供することを目的に、合同トライアウト二次選考に参加した選手が、二次選考以降に開催されるbjリーグ公式戦にプロ選手として参加できる制度である。但し、チーム会社との契約は当該合同トライアウトが実施されたシーズン中に限定され、翌シーズンについては、他の新人選手と同様に新人ドラフト会議を経る必要がある。

第16条〔既存選手〕

既存選手との間の契約の締結及び履行は、本規程の各種ルールに従う。

チーム会社の既存選手に対する仮保有権が喪失した場合は、当該選手については、チームトライアウトや個別交渉等を経て再度プロ選手契約を締結することができる。

尚、プロテクト、及びFA発表前でも自チームの選手と次シーズンの契約について交渉することはできる。

第17条〔仮保有権〕

1. 仮保有権とは、以下の各号に従い、チーム会社が選手と選手契約を締結することにより、チーム会社に対して発生する権利である。

(1) チーム会社が選手とA契約を締結した場合

仮保有権は当該選手が第19条に定めるフリーエージェント権を取得するとき、または当該選手がチーム会社と初めてA契約を締結した時点から7年経過するときのどちらか早いときまで存続する。ただし、以下の場合には、チーム会社の仮保有権はその時点で失効する。

- ・チーム会社が選手に対する仮保有権を放棄した場合
- ・チーム会社が選手に対して、当該選手の前年度の基本報酬の75%以上の報酬を契約条件としたA契約の更新を申し入れない場合

※なお、選手が海外のバスケットボールチームに移籍し、その後日本に帰国した場合においては、当該選手の帰国時に当該選手の仮保有期間が徒過していたとしても、チーム会社は、当該選手の帰国後1年間は、当該選手に対して仮保有権を有するものとする。

(2) チーム会社が選手とB契約を締結した場合

チーム会社は当該選手の契約期間終了日の翌日まで仮保有権を有する。チーム会社が、契約期間終了日の翌日中(24時まで)に、当該選手に対してA契約と同等の条件の契約の更新を申し入れない場合には、仮保有権は失効する。

「A契約と同等の条件」とは、契約期間を当該シーズン終了までとし、かつ基本報酬が次の計算のいずれか高額な方とする。

① 300万円 × 80% × 残り試合割合

② 直前の契約の契約期間内の試合数割合でみた試合単価 × 75% × 残り試合数

※残り試合割合＝シーズン全試合数に対して残り試合数の割合

(3) 負傷選手への対応

契約締結後、選手が負傷し当該シーズンでの復帰が見込めないとドクターが判断(診断書を要する)し、そのチーム会社が追加で選手を獲得した場合、チーム会社が仮保有権を維持できる選手は以下の通りとする。

① 1名追加の場合：負傷選手と追加選手のどちらか1名のみ仮保有できる。

② 2名以上追加の場合：負傷選手を仮保有とした場合、追加獲得した選手数から1名差し引いた選手数のみ仮保有できる。

③ 負傷選手を仮保有しなかった場合：追加した選手は全て仮保有することができる。

どの選手を仮保有とするかについては、プロテクト実施時にチーム会社はリーグ会社宛て届けなければならない。

2. チーム会社は当該選手の契約期間終了後においても、仮保有権を保有している期間は選手契約締結のために独占的に交渉し、契約する権利を有する。他のチーム会社は当該選手と契約交渉、契約締結を行うことができない。

3. レギュラーシーズン終了日時点で契約を締結している場合は、チーム会社は選手に対し、リーグ会社が別途定める一定の期日までのみ仮保有権を保持する。その期日までにチーム会社が選手に対してA契約締結の通知をしなければ仮保有権は喪失する。

通知は既定の書面により実施し、その書面をリーグ会社にも提出しなければならない。リーグ会社はこれをまとめ、仮保有権名簿を公表する。

第18条【移籍(トレード)】

1. 選手はA契約、B契約を問わず、契約期間中及び仮保有権が発生している期間中、他のチーム会社に選手契約を譲渡(トレード)されることがある。選手契約が譲渡されると、当該選手と前所属チーム会社との間の全ての権利・義務は、トレード先のチーム会社に承継される。トレードに関して選手は異議を申し立てることはできない。

2. トレードの対象には、ドラフト指名権、優先交渉権、仮保有権、金銭等も含まれる。

3. 以下の凍結期間の間は、トレードや新規契約ができない。

凍結期間始期：レギュラーシーズンのゲーム数が60%経過時点とし、ゲーム消化スピードの一番遅いチームに合わせる。※2011-2012シーズンは、2012年2月2日(木)正午以降とする

凍結期間終期：プロテクト選手はプロテクト発表時点とし、その他の選手については、エクスパンション・ドラフト実施時点とする。FA宣言選手はトレード対象外とする。

凍結期間中、選手契約の更新はできるが、更新前の契約条件と同等以上でなければならない。

第19条【フリーエージェント権】

1. フリーエージェント権(以下「FA権」とする。)とは、リーグ戦の80%以上の試合にベンチ登録されたシーズンが3シーズンに達した選手に発生する権利である。

2. フリーエージェント権を取得した選手は、いずれのチーム会社とも選手契約を締結することができる。

第20条【FA権の取得】

1. レギュラーシーズンの80%以上の試合にベンチ登録されたシーズンが3シーズンに達した場合、FA権を取得する。

2. ベンチ登録日数が同年度中にリーグ戦の80%に満たないシーズンがある場合は、それらのシーズンのベンチ登録日数をすべて合算し、80%に達したものを1シーズンとして計算する。

3. 選手がトレードされた場合、フリーエージェント権取得条件については、トレード元チーム会社及びトレード先チーム会社での実績を通算する。

*: 外国籍選手は、2009-2010シーズンから仮保有権を発生させているため、FA権の取得に必要なシーズン数は、2009-2010シーズンから数えることとする。

第21条〔FA宣言〕

1. レギュラーシーズン終了後、FA権を取得した選手をリーグ会社が公示し、その公示された選手は、リーグ会社が別途定める宣言期間内及び方法で、所属チーム会社を通じてFA権行使を宣言(以下、「FA宣言」という。)することができる。
2. FA宣言した選手には、第10条で定める基本報酬アップ/ダウン率の適用がなくなり、サラリーキャップ対象外の一時金(前年基本報酬の50%が上限)の支払いを許容される。
3. FA宣言した選手が次回のFA権を獲得するには、第20条各項に定める計算方法で、2シーズン、80%以上のゲームへのベンチ登録が必要となる。

第22条〔補償金〕

1. FA宣言した選手を獲得したチーム会社(以下、「獲得チーム会社」という。)は、当該選手が所属していたチーム会社(以下、「旧契約チーム会社」という。)に対して補償金を支払う。尚、翌シーズン以降に、契約締結した場合でも支払う。

在籍シーズン数(*)	旧契約・新契約
3シーズン以内	40%・20%
4シーズン	30%・15%
5シーズン	20%・10%
6シーズン	10%・5%
7シーズン以降	なし

2. 補償金は旧契約チーム会社での在籍シーズン数(*)に基づき算出され、旧契約チーム会社における基本報酬、または、新契約の基本報酬に右表の係数を乗じて、高いほうの金額とする。
税抜きの基本報酬の場合はその10%を税金とみなす。
3. FA制度による1チームの獲得人数上限は2名(ただし、FA宣言のうえ、自チーム会社残留の場合は除く)とする。

*: リーグ戦の80%以上の試合にベンチ登録されたシーズン数。80%に満たないシーズンがある場合は、それらのシーズンの出場選手登録日数をすべて合算し、80%に達したものを1シーズンとして計算。FA制度などで選手が新たなチーム会社と契約を締結した場合、補償金算出の根拠となる在籍シーズン数はチーム会社を問わず通算したもので計算する。

第23条〔プロテクト〕

1. プロテクトとは、新規参入チーム会社によるエクスパンション・ドラフトで、既存チーム会社が自己に所属する契約選手を指名されないように確保する行為をいう。
2. 対象は、日本国籍選手と最終学歴が日本の学校の外国籍選手とする。
3. プロテクトする人数に制限はないが、第24条に定める基準人数より多くプロテクトを行うと、新人ドラフト会議での指名巡目が超過した人数分だけ劣後される。
4. 合同トライアウト最終選考に参加した既存選手を、プロテクトすることはできない。

第24条〔プロテクト基準人数〕

1. 既存 16 チームのプロテクト基準人数は、直近 2 年のファイナル 4 進出状況により決定する。
直近 2 年で、ファイナル 4 に 2 回出場の場合は基準 1 人、1 回出場の場合は基準 2 人、出場なしの場合は基準 3 人とする。
(例) 基準 2 人のチームが 3 人のプロテクトを実施した場合、新人ドラフト会議が 2 巡目から指名開始
2. チーム会社は、プロテクトした選手とは次年度には当該選手の前年度の基本報酬の 75%以上の報酬を条件とした A 契約を締結しなければならない。
3. プロテクトを行使する場合、リーグ会社が別途定める期日までにチーム会社は選手に対して A 契約締結の通知をしなければならない。通知は既定の書面により実施し、その書面をリーグ会社にも提出しなければならない。リーグ会社はこれをまとめ、プロテクト選手名簿を公表する。

第25条〔エクспанション・ドラフト(分配ドラフト)〕

1. 新規参入チーム会社の選手確保のため、既存チーム会社でプロテクトされなかった日本国籍選手と最終学歴が日本の学校の外国籍選手を対象に新規チーム会社が指名を行う(以下、エクспанション・ドラフト(分配ドラフト)という。)
2. エクспанション・ドラフト会議で指名を行うと、その選手に対する仮保有権が、指名した新規参入チーム会社に移転する。
3. 新規チーム会社でも元になるチームを保有している場合は、プロテクトを行うことができる。
ただし、エクспанション・ドラフト会議での指名と合わせて、3 人超の指名・プロテクトを行うと、新人ドラフト会議での指名巡目が超過した人数分だけ劣後される。
(例) エクспанション・ドラフト会議で 2 名指名し、2 名のプロテクトを実施した場合、新人ドラフト会議が 2 巡目から指名開始となる
4. チーム会社は、エクспанション・ドラフト会議で指名した選手とは、当該選手の前年度の基本報酬の 100%以上の報酬を契約条件とした A 契約を締結しなければならない。またチーム会社は、当該選手が移籍前の居住地から移籍後の居住地までの移動費用(1 名・片道分のみ)を負担しなければならない。

以上

<スケジュール> 2011 年

- 1 月 10 日 合同トライアウト一次選考(東京都共栄学園中学高等学校)
- 1 月 31 日 合同トライアウト二次選考(BumB 東京スポーツ文化館)
- 2 月 10 日 2010-2011 シーズンの凍結期間開始
- 4 月 24 日 2010-2011 レギュラーシーズン終了
- 4 月 25 日 FA 権取得選手の公示
- 5 月 21、22 日 ファイナル 4 実施
- 5 月 23 日 FA 権行使宣言の解禁
- 6 月 2 日 合同トライアウト一次選考追加日程(江東区スポーツ会館)
- 6 月 8 日 FA 権行使の期限
- 6 月 9 日 ・既存 16 チームによる、プロテクト選手(確保する選手)のリスト提出(正午まで)
※選手に対して既定の書面を提示し、リーグにも提出
・FA 権行使選手との交渉解禁(正午から) ※全チームに年俸と連絡先を開示
- 6 月 10 日 合同トライアウト最終選考(墨田区総合体育館)
- 6 月 16 日 ①エクспанション・ドラフト(分配ドラフト)の実施
※新規参入の 4 チームが、既存チームにプロテクトされなかった選手から希望選手を指名。
②ドラフト(新人選択)会議開催。終了後、③育成ドラフト会議を実施
※3 つのドラフト会議終了後、FA 権行使選手、プロテクト選手、同じチームで継続する A 契約選手との契約解禁
※これ以降、随時チーム主催のトライアウトを開催
- 6 月 23 日正午 ・既存 16 チームが、既存選手に A 契約をオファーするか否かの期限
※選手に対して既定の書面を提示し、リーグにも提出
・リスト(仮保有権名簿)の提出期限(=既存選手への仮保有権の保持期限)
※FA 権行使選手以外で、プロテクトされず、且つ、エクспанション・ドラフトで指名されなかった選手が対象
- 6 月 23 日夕方 ・「仮保有権名簿」を公開
※B 契約オファー、自由契約選手との全チームでの契約交渉解禁及び契約締結解禁(=優先交渉権、仮保有権のない選手との契約交渉解禁)
- 6 月 30 日正午 ・育成ドラフト指名選手への書面による条件提示期限(書面による提示)
※選手に対して既定の書面を提示し、リーグにも提出
・契約満了のプレスリリースの配信期限
※プロテクト選手、FA 権行使選手、エクспанション・ドラフト指名選手、仮保有権名簿掲載選手は除く
- 7 月 31 日 育成ドラフト指名選手との優先交渉期限
※この時点で契約未締結の場合は、他チームも自由に交渉できる。
尚、自チームの選手と次シーズンの契約について交渉するのは、いつでも可能とする。

以上